

平成23年

第1回市議会（定例会）

会期3月3日～3月25日

会期中に平成23年度当初予算案11件（原案可決）、補正予算案8件（原案可決）、条例案11件（原案可決）、人事同意案件1件（原案可決）、その他8件、陳情4件（1件採択、2件継続審査、取り下げ1件）の議案の審議をしました。また、その他報告を1件受けました。

●平成22年度大竹市一般会計補正予算（第7号）

東北地方太平洋沖地震義捐金

450万円

総務文教委員会に

付託された議案

●第五次大竹市総合計画基本構想を定めることについて

Q 基本構想策定後の実施計画の取り組みについて伺う。

A 前期5年間の基本計画を調整後

に、平成25年までの3年間の実施計画を策定する。今後5年間の重点取組方向の各テーマに沿って3年間の具体的な事業が上がってくる様、方針の確認をし、作業に入る準備中である。

Q 人口が減少する中、主要指標において総人口3万人としているが、実態と乖離した設定で説得力がないと思うが意見を伺う。

A 市内企業の就労者を大きなターゲットとして施策を遂行し、人が住んでみたいまち、住んでよかったと思うまちを将来像として掲げていけば、3万人が確保できると考える。そのようなまちづくりを、今後力を合わせて行う必要があると思われる。

●大竹市高度情報化基金条例の制定について

Q 基金の計画と、発信の対象者、設置後の利便性について伺う。

A 1年間の運営費が3000万円、2台を大竹メディアステーションと総合市民会館に設置する。電子

看板で繰り返し効率的に情報を発信して、防災無線で聞き逃した情報を補う効果がある。今後、発信する情報や活用について積極的に考えていきたい。



市民会館電子看板

Q 基金条例の制定に踏み切った理由について伺う。

A 公共の場所であらゆる方に文字情報を伝える手段を考えた時、ケーブルテレビを活用しながら多くのお金を使わずに、電子看板の利用価値・活用を考えるとということで、基金を創設した。

●大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

Q 指定管理者の指定期間が1年である理由について伺う。

A 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例により1年と定めている。三倉岳は県立自然公園で、県が協議会へ管理委託している関係もあり、権限移譲のこともあるため、今後、管理の検討の中で協議したい。



三倉岳

●大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

Q 10月30・31日の「マロンの里秋祭り」は台風の為中止となり、同日開催の広島フードフェスタは開催されている。マロンの里秋祭りが中止となった経緯について伺う。

A 佐伯中央農協から、「台風が接近しており、テント設置時などでの事故を防ぎたい」との相談があり、状況判断の上、中止を決定したとの連絡を受けた。

●平成22年度大竹市一般会計補正予算(第6号)について

Q 福山リサイクル発電(株)配当金について配当額の根拠を伺う。

A 長期事業計画に基づき平成21年度決算から配当を行うことになっており、配当金の総額が1億6千万円、総株数3万2千株のうち大竹市の持ち株数が480株、その割合で240万円となる。

Q 固定資産税の歳入額約1億1千万円の補正について伺う。

A 増額補正の要因として主に償却資産である。予算編成時期と申告時期との関係で、推計で予算計上している。11月、12月に地元大手企業に問い合わせを行い結果を踏まえて推計している。補正は、予算編成時点と申告時点の複数社における償却資

産の差によるためである。

Q 奨学資金貸付金130万円の執行残が出た理由について伺う。

A 当初貸付予定者を20名とし、申し込み時21名でその後1名の辞退者があった。国公立大学は私立大学と比べ貸付金額が少額となるため執行残が出たものである。

その他付託された議案

●大竹市教育環境充実基金条例の制定について

●大竹市消防長の任命資格を定める条例の制定について

●大竹市特別会計条例の一部改正について

●指定金融機関の指定更新について

※全ての議案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決



●第五次総合計画基本構想を定めることについて

【反対討論】

「進行中の事業(大竹駅東口開発、小方小・中学校移転、給食センター建設)に疑問を持つ立場としては、第五次大竹市総合計画基本構想の方向性を容認できない。」

【賛成討論】

「個別事業での判断の必要性はあるが、『よいまち大竹』をつくるために市民委員会・審議会の真剣な議論を経ており、多くの市民の想いがつまった基本構想に賛成する。」

「人口目標に疑問を持つが、人口対策の指標を掲げた総合計画前期計画に期待をして賛成とする。」

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

生活環境委員会に
付託された議案

●大竹市環境衛生条例の廃止について

●特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

Q 公衆衛生推進委員は、環境活動など使命感を持ってあたられている。18,500円の報酬は続けるべきで、委嘱行為は残すべきではないか。また自治会との話し合い状況を伺う。

A 引き続き研修会など、市と連携しながら様々な事業を支援していきたい。報酬については、今後は会議の出席や活動に対して支援していきたい。自治会正副会長会議で説明している。

●大竹市子育て支援センター条例の一部改正について

●大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の制定について

●大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について

Q 指定管理者の指定で民間に委託することになるが、期待することや連携について伺う。

A ひまわり福祉会は、さかえ保育所の運営で培ったノウハウがあり、子育て支援センターの運営に期待している。家庭児童相談室や教育委員会などのネットワークの中で連携した運営を考えている。

●大竹市国民健康保険条例の一部改正について

Q 出産一時金について39万円となっているが、第一子に100万円、第二子に200万円、第三子に300万円と思い切った政策で人口増を目指してはどうか。

A 出産一時金39万円は平成21年10月から23年3月まで暫定的に支給するもので23年度からは39万円を支給していきたい。

●大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

Q 工業用水道事業において料金は一期と二期で金額に差があるが今後の運営を伺う。

A 今回は料金の変更は考えていない。事業統合は一期の工業用水を二期の施設を使って送水することを可能にするものである。

●平成22年度大竹市水道事業会計補正予算（第3号）

150万円増額

Q 節水の呼び掛けがされているが、現在の状況を問う。また取水制限の対応を伺う。

A 平成23年2月14日から第二次節水として、上水が5%工業用水が20%の取水制限をしている。上水の節水については大口の利用者には電話で協力の申し入れをしている。

その他付託された議案

●大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

●大竹市健やか安心基金条例の制定について

●平成22年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

3千355万4千円増額

●平成22年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計補正予算（第2号）

386万8千円増額

●平成22年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第3号）

250万円減額

●平成22年度大竹市老人保健特別会計補正予算（第1号）

1000円減額

●平成22年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

継続費の変更

※全ての議案について討論はなく、採決の結果15議案は原案のとおり可決

●工事請負契約の締結について（小方20号線道路改築工事）

Q 上下水道管は地下埋設だが道路と同時進行で施工か、また、平成23年から24年にかけて学校移転工事で車両の出入りがある。道路施工について伺う。

A 上下水道については平成22年12月に発注し工期は平成23年6月30日となっている。道路工事は国庫補助事業で年末までに完成の必要がある。工事中は舗装が傷まないようお願いする。

Q 金額がかなり大きい契約であるが、今回なぜ指名競争入札であったのか考えを問う。

A 本来は公募型指名競争入札で行うのが筋であるが、時間的な余裕がなく指名競争入札を行った。

【反対討論】

「この契約は、学校移転と給食センターの建設の執行を前提としたものであるので反対。」

【賛成討論】

「小方小・中学校の建設のため肅々

と計画を進めていることであるため賛成。」

※ 採決の結果 原案どおり可決



●工事請負契約の締結について（小方20号線道路改築工事）

【反対討論】

「学校施設については未だ全体像も示されていないし、教育施設の危機管理、安全管理についても不安を残したままである。今後も様々な問題が出てくると思われるので反対。」

【賛成討論】

「大願寺造成、小方小・中学校移転、給食センター建設計画を進めるうえで重要不可欠な事業と思われるし、事業負担の軽減措置も考えられているので賛成。」

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

●訴えの提起について



南栄下白石線

Q 都市計画法では街路の起点と終点が変わってはいけないと規定されている。現状は終点が10メートルずれて都市計画法違反と考えるが、道路は出来ており、しばらく時間をかけて誠意ある交渉をしてはどうか。

A 判決後誠意をもって交渉してきたが、進展が見られない。民事訴訟は市の土地にある市の倉庫を取り壊すというもので是非認めてもらいたい。時間をかけても相手方の利益にならないと考えている。

Q 過去においても議会で議論がなされた。何故、再度訴えを提起するのか。

A 市が原因で相手方に迷惑をかけているの思いがある。理不尽に土地を市のものにされたの思いの中で相手方の決意は固い。行政の立場として最高裁で結審したものを変えることができない。都市計画道路を完成させることが宿題と考えている。

Q 最高裁で結審が出ているとのことであるが今一度確認したい。

A 原告の主張は、「昭和51年当時の都市計画変更決定について、道路が間違っているという事実を追認するために行われているため、都市計画法違反であり、重大かつ明確な瑕疵がある。それに基づいた事業認可処分は無効である。並びに収用裁決の取り消しを求める」というものであった。裁判の結果は「都市計画事業が違法に実施されたからといって実施内容と一致させようとする都市計画の変更は直ちに違法となるものではない。変更決定者の判断に社会通念上著しく不相当な点が無ければ裁量権の濫用は無く有効である」というものであった。地裁では「都市計画審議会の中で審理が尽くされていない」として違法とされたが、高裁では「違法ではない」とされた。最高裁は高裁の判決を追認したもの。

※ 質疑を終結し委員の意見集約した結果、継続審査と決定



本会議での質疑・討論はなく

継続審査に決定

第1回市議会（定例会）議案の審議結果表（主な議案）

	議 案 な ど	西川健三	乃美晴一	児玉朋也	北林隆	山田晟彰	山崎年一	細川雅子	日域究	上野克己	寺岡公章	原田博	二階堂博	広岡巧	田中実穂	岡部健三	山本孝三	審議結果
議案第1号	平成23年度大竹市一般会計予算	—	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	欠席	●	原案可決
議案第2号	平成23年度大竹市国民健康保険特別会計予算	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	●	原案可決
議案第6号	平成23年度大竹市土地造成特別会計予算	—	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	●	原案可決
議案第7号	平成23年度大竹市介護保険特別会計予算	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	原案可決
議案第8号	平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	原案可決
議案第9号	平成23年度大竹市水道事業会計予算	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	原案可決
議案第10号	平成23年度大竹市工業用水道事業会計予算	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	原案可決
議案第11号	平成23年度大竹市公共下水道事業会計予算	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	原案可決
議案第13号	第五次大竹市総合計画基本構想を定めることについて	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	●	原案可決
議案第22号	大竹市環境衛生条例の廃止について	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	原案可決

この表は本会議で採決のあと、本人の申告にもとづいて作成したものです。 一：議長 ○：賛成 ●：賛成でない

請願・陳情

●TPP交渉に関する意見書の採択を求める陳情

政府は、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、この中で関係国との協議を開始することとした。しかし、米国やオーストラリアなど主要農産物輸出国が加わっているTPPに参加すれば、わが国の食料・農業・農村等に壊滅的な打撃を与えることは明らかで、大竹市においても多大な影響を受けることが予測される。農業の衰退は、地域全体の社会的・経済的核力をも減退させるので、農業者が地震を持ち営農できるよう、TPP交渉に関する意見書を政府等に提出してほしい。

【委員からの意見】

「大竹市は産業のまちであり、必ずしも市にとってマイナスではない。」

— 継続審査 —

陳情者

佐伯中央農業協同組合小方支店

支店長 中本誠二氏 外1団体

●安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書の採択を求める陳情

— 継続審査 —

陳情者

国土交通省全建設労働組合
太田川支部弥栄分会

岡村忠之氏 外3団体

●晴海臨海公園にサッカーが可能な芝生グラウンド等の整備を求める陳情

— 採択 —

陳情者

大竹市体育協会会長

冷泉洋治氏 外1団体

訂正とお詫び

前号 議会だより（2月号）

○P5

Q ジェネリック薬品について、

お願いカード配布の効果と医師会との連携について伺う。

A 配布については、事前に医師会にも了解を得ている。

← 配布については、事前に医師会にお願いをしている。

○P10

陳情者 大竹市サッカー協会

陳情者 大竹市体育協会

陳情者 大竹市体育協会

に訂正いたします。関係者の方々には大変ご迷惑をおかけいたしました。お詫び申し上げます。